

平成24年度

鈴鹿市コンプライアンス
推進計画
(実施結果)

～信頼される市政の推進のために～

鈴鹿市コンプライアンス推進本部

番号	取組事項										所管課
2012-1	コンプライアンス推進本部の開催										企画課
■内容 PDCAサイクルでの運用により実施する。 P：年度初めにコンプライアンス推進事業を集約した推進計画を作成（4月） D：それぞれ推進計画に基づきコンプライアンス推進事業を実施（4月～翌年3月） C：実施したコンプライアンス推進事業の評価・検証（3月） A：翌年度実施予定のコンプライアンス推進事業の選定（3月）											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
●											→
（実施結果） 3月26日 平成24年度鈴鹿市コンプライアンス推進事業を選定。 4月～3月 平成24年度鈴鹿市コンプライアンス推進計画に基づき、推進事業を実施。 7月23日 第1回コンプライアンス推進本部開催 議題：コンプライアンス推進旬間について 1月28日 第2回コンプライアンス推進本部開催 議題：コンプライアンス推進旬間について 3月25日 平成25年度鈴鹿市コンプライアンス推進事業を選定。											

番号	取組事項	所管課
2012-2	コンプライアンス推進旬間の設定	企画課

■内容

組織におけるコンプライアンス風土の定着を図るため、コンプライアンス推進旬間として設定する。
 期間を限定して集中的に実施することにより、コンプライアンスについて再認識できるような取組を実施する。
 年2回（8月・2月）
 対象：全職員

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
				●						●	

■実施状況

1 8月のコンプライアンス推進旬間（8月1日～10日）の結果

- (1) 身分証明書、運転免許証、業務に必要な資格証の所持及び有効期限の確認
 - 身分証明書の不携帯・紛失 19件
 - 運転免許証の不携帯・紛失、有効期限切れ・免許停止処分 0件
 - 業務に必要な資格証（74所属）不携帯・紛失、有効期限切れ 0件
- (2) 団体等の口座の管理徹底
 - 支出関連書類と通帳を照合し不適正であったもの 0件
 - 通帳と印鑑を分離して管理していないもの 0件
 - 通帳と印鑑を施錠して保管していないもの 0件
 - 印鑑を管理職又はそれに準ずる者が管理していないもの 0件
- (3) コンプライアンスチェックシートによる自己検証
- (4) 所管例規における法令等引用箇所の総点検
 - 法令等の名称の誤り 0件
 - 条項等のズレ 7件
 - その他 1件
- (5) 市道の穴ぼこの一斉点検

職員が、通勤路又は自宅周辺の市道等において、穴ぼこや穴ぼこになりそうな破損箇所等を点検し、道路保全課に報告を行った。

 - 補修 1件
 - 監視 0件
 - 見送り 0件
- (6) 職務専念義務遵守の指導と、服装・身だしなみへの注意喚起
- (7) 交通安全研修の実施
- (8) 所属内コンプライアンス会議の実施
- (9) 特定備品の再確認

2 2月のコンプライアンス推進旬間（2月1日～10日）の結果

- (1) コンプライアンス自己検証（コンプライアンスチェックシートによる）
- (2) 所属内コンプライアンス会議の実施
- (3) 団体等の口座の管理徹底
 - 支出関連書類と通帳を照合し不適正であったもの 0件
 - 通帳と印鑑を分離して管理していないもの 0件
 - 通帳と印鑑を施錠して保管していないもの 0件
 - 印鑑を管理職又はそれに準ずる者が管理していないもの 0件
- (4) 挨拶の励行
- (5) スローガンを掲示した名札の着用
- (6) 鍵付き3段引き出しと共用スペースの鍵の所在の確認
 - 鍵付き3段引き出し鍵の所在が不明 24所属 89件
 - 共用スペース鍵の所在が不明 11所属 54件

番号	取組事項										所管課
2012-3	コンプライアンスハンドブックの改訂										人事課・企画課
■内容 市民に信頼される市政運営を推進するために、平成23年8月に、職員向けに作成したコンプライアンスハンドブックを、時宜にかなった内容とするため改訂する。 また、ハンドブックを活用してコンプライアンスへの意識を浸透させるため、庁内LAN掲示板による周知、関連する研修での配布等を行う。											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
●											→
■実施状況 4月～3月、庁内LANネットフォルダに掲載し、常時、職員が確認できるよう、啓発した。 特に改訂すべき事項がなかったため、改訂はなかった。											

番号	取組事項										所管課
2012-4	行政手続の再確認										総務課
■内容 行政手続条例施行後入庁者に対して、行政手続条例や根拠法令等の再確認研修を実施する。 職員一人ひとりに法律の実際の適用に必要とされる適切な判断力の育成及びコンプライアンス意識の浸透を図るため、継続して実施する。 対象：行政手続条例施行後入庁者											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
									●	●	●
■実施状況 1月～3月（総務課において） 行政手続制度基礎研修資料及び鈴鹿市行政手続条例運用の手引の改訂版の作成 庁内簡易情報収集システムによる「行政手続理解度チェック」の作成 3月18～29日 行政手続制度基礎研修（パワーポイントスライドによる自己研修）及び行政手続理解度チェックの実施											

番号	取組事項										所管課
2012-5	コンプライアンスに関する研修会の開催										人事課
■内容 各階層（新採・中堅・管理職）別にコンプライアンスに関する研修会を開催する。 新規採用職員に対して公務員倫理に関する研修を実施するとともに、管理職、担当者等を対象に官製談合防止に関する研修を実施する。											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			●			●		●			
■実施状況 7月11日 所属長及び契約事務担当者を対象に官製談合防止研修会を実施 10月10日 新規採用職員を対象に「公務員の義務と責任」をテーマに研修を実施 12月6日 中堅職員（主査職昇任者）を対象にコンプライアンスの視点を取り入れたリーダー養成研修を実施 12月10日、13日、14日、17日 職場接遇指導員からの推薦者を対象に職場接遇リーダー養成研修において、職務専念義務（携帯電話の取扱い等）を周知											

番号	取組事項										所管課
2012-6	総合住民情報システムの適正な利用の啓発										市民課
■内容 総合住民情報システムの利用について、各利用者がそれぞれの利用目的を逸脱しないよう、また個人情報保護に努めるように、年度当初及び随時、電子掲示板に留意事項を掲載するとともに、利用許可時にも、許可条件として遵守事項を掲載し、適正な利用の啓発を図る。											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
●			●					●		●	
■実施状況 平成24年4月10日～24日、7月9日～23日、12月10日～24日、平成25年2月7日～20日 庁内掲示板へ寄稿し啓発を図った。 総合住民情報システムの利用許可書にも条件として掲載して適正な利用の啓発を図った。											

番号	取組事項										所管課
2012-7	選挙事務の見直し										選挙管理委員会事務局
■内容 職員一人一人が選挙事務執行者として責任を再認識し、選挙時の投票及び開票事務について、過去の仕事のやり方を踏襲せず、それぞれの役割において、必要性和法的根拠の再確認を図るため、説明会等の内容を見直す。											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
							●				
■実施状況 1 1月 1 選管告示について、複数の告示事項の関係性を考慮し、告示の順序・時期を整理した。 2 国民審査氏名等掲示について、法の意図である市民への周知を重きに考え、周知効果の高い掲示場を新たに設置した。 3 各投票所に対応が様々であった児童、盲導犬といった選挙人以外の投票所への立入りについて、法の意図を考慮し、マニュアルに一定の取扱基準を示した。											

番号	取組事項										所管課
2012-8	平成23年度定期監査の結果による誤りの多い事例の周知・啓発										監査委員事務局
■内容 平成23年度に実施した定期監査において、多く見受けられた誤りの事例や職員へ周知することが今後の効率的な事務を行っていく上で役立つと思われる事項について、定期的に庁内LAN掲示板へ1例ずつ掲載する。											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
●											→
■実施状況 4月～3月 各月1例を庁内LAN掲示板へ掲載し、職員へ周知した。											

番号	取組事項										所管課
2012-9	個人情報保護の周知徹底										市政情報課
<p>■内容</p> <p>個人情報保護条例及び個人情報保護制度に対する理解の向上を図り、個人情報が適切に取り扱われるようにするため、各所属における個人情報の管理者等を対象とする集合研修、全職員を対象とするeラーニングによる研修を実施する。</p> <p>また、個人情報が個人情報保護条例に基づき適正に管理されているか各所属において自己点検を実施するためのチェックリストを作成する。各所属においてチェックリストにより自己点検を実施することにより、個人情報の漏えい等の防止等、個人情報の適正な取扱いの徹底強化を図る。</p>											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
				●	●	●	●		●		
<p>■実施状況</p> <p>8月7日～11月6日 eラーニングによる個人情報保護研修を実施した。 （対象者）鈴鹿市行政情報ネットワークシステム登録者 （受講環境が十分でない所属の職員については、紙媒体により研修を実施）</p> <p>11月20日 個人情報保護条例の運用に関する管理者等研修を実施した。 （対象者）各所属の所属長又はグループリーダー（55名参加）</p> <p>1月15日 「個人情報保護セルフチェックリスト」を作成し、庁内LAN掲示板でセルフチェックリストの活用による個人情報保護の自己点検の定期的実施について周知した。</p>											